

須賀川市中小企業ホームページ開設支援事業補助金交付要綱

第1条 市は、地域における経済の活性化並びに企業経営の高度化及び安定化を図るため、市内で事業を営む中小企業者がビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページ開設を行う事業に対して、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- （2） 創業者とは、須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付された、事業開始から1年以内の者又は須賀川市創業者表彰制度の受賞から2年以内の者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象者は、市内で事業を営む中小企業者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1） 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号までに該当しない者
- （2） 別表第1に掲げる事業に従事していない者
- （3） フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業者でない者
- （4） 市税を滞納していない者
- （5） 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- （6） 申請時においてホームページを有していない者（自身で作成したホームページを除く。）

（補助対象事業）

第4条 補助の対象事業は、広告宣伝及び販路拡大のためインターネットを活用したホームページの開設を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業が市の他の補助金交付要綱等において補助の対象事業とされている場合は、この要綱による補助の対象としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額（以下「対象経費等」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) ホームページ開設支援事業補助金に関する誓約書（第2号様式）
- (3) ホームページ作成に係る見積書の写し
- (4) 市内中小事業者の事業内容が確認できる次に掲げる書類
 - ア 個人事業主の場合は、開業届の写し又は申告書の写し
 - イ 法人の場合は、定款の写し若しくは法人設立届出書の写し、又は発行日から3か月以内の履歴事項全部証明書の写し
- (5) 納税証明書（市町村民税に係る直近1年分）

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（第3号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 作成したホームページの全画面を印刷したもの

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

1	農業、林業及び漁業（自己で加工又は製造を行う者は除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	サービス業等のうち以下のもの
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業
	易断所、観相業、相場案内業
	競輪、競馬等の競走場、競技団
	芸妓業、芸妓斡旋業
	場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業
	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
	集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
	宗教
	政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体
4	その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 ホームページ開設にあたっての市内業者への外部委託費のうち、次に掲げる費用 ・新たに開設するホームページの各種コンテンツ・ページ制作等に要する経費 ・ドメイン取得等に関する経費	1／2	創業者の場合 15 万円 創業者以外の新規開設の場合 10 万円

備考

- 補助対象経費とならないもの
 - ・更新料、保守管理費等、ホームページを作成する際に直接関係しない経費
 - ・ソフト、機器等（パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等）の購入又は賃借等に要する経費
 - ・プロバイダー契約料、サーバー賃借料、通信費等に要する経費
 - ・自社制作する場合の経費等
- 国、県その他市以外からの補助金、これに類する収入等がある場合は、その額を対象経費等から差し引くものとする。
- 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。
- 作成したホームページ内に、本補助金を利用してホームページを作成した旨を表示すること。